

「市場経済をつうじる社会主義」と自由論

芦田文夫

社会主義論の再生にむけ、「自由・平等、民主主義」のいっそうの発展、そして「市場経済（その利用と制御）をつうじる」社会主義という理論軸を中心に据えて、アプローチをしていくことが必要ではないかと考え、いま私は努力を続けている。本稿はその一環をなすもので、以前に本誌上に掲載した「市場経済をつうじる社会主義」と平等論というテーマを受け継いで、こんどは自由論のほうからその考察を深めてみようとしたものである¹⁾。

前稿の平等論からの検討は、これまで社会経済的不平等の問題を一貫して探究してきたアマルティア・センが、そのさいの2つのアプローチの仕方——「異なるグループ間（例えば階級間）の不平等に対して内在的な関心をもつ立場」と「異なるグループに属する個人間の不平等に主たる関心をもつ立場」——を区別したうえで、自分自身は後者に焦点をあてた展開をおこなうとしていたことを手掛かりにして、²⁾ センのような個人の次元からする平等論へのアプローチといわゆる階級的次元からするアプローチ（K.マルクス—C.B.マクファーソン）の相互関係を、「社会主義—市場経済」の問題意識にそくしてつき合わせてみようとしたものであった。同じような問題関心から、個人・人間の自由と階級の止揚—社会主義との相互関係を、市場経済論の新たな展開にそくして掘り下げてみようとする本稿では、まず1節で、最近に編訳して公刊されたK.ポランニー『市場社会と人間の自由』³⁾をとりあげ、マルクスの「物象化」論にもとづいて「社会主義における自由—平等・民主主義」の問題を論じようとするその理論的枠組みを検討する。ついで2節で、現代における「自由論」のある出発的な共通の土俵を与えたとされるI.バーリンの「2つの自由概念（消極的自由と積極的自由）」をめぐる論点を整理して、それらと対比させたポランニーの特徴を描きだそうとした。また、ポランニーの「物象化」論にもとづく展開がもつ問題点を明らかにするために、マルクスの「資本—労働」関係を軸とする枠組みとの対比をおこなった。それらに基づいて3節では、その後の「社会主義と市場経済」をめぐる実際と理論の展開とてらし合わせながら、今後の探究の枠組みと課題を深めていこうと予定していたのであるが、紙数の都合でこれはその論点の要約だに終わらざるを得ないことになった。

1 ポランニーの「市場経済と自由—民主主義」論

ポランニーの『市場社会と人間の自由』には、その題名のとおり市場経済と社会の相互関係、そのなかでの人間の自由—民主主義のあり方を本質論的に探究しようとした諸論考——1920年代の出発的な原型をなす「自由について」をふくむ第I部、1930年代のファシズムの台頭にとも

なう自由・民主主義の危機と資本主義・社会主義の関係を論じた第Ⅱ部、そして戦後『大転換』（とくにその最後の第21章）に結実していく「複合（複雑な）社会における自由」などからなる第Ⅲ部——が全13章にわたって配されている（『大転換』第21章を除いてすべてが初訳）。いうまでもなくポランニーは、主著『大転換』などにおいて、「市場交換」を財の「互酬」および「再分配」（あるいは家政）と並べて人類史のなかに相対化して位置づけ、経済を社会に再吸収し社会のなかで共同体を完成させていくという展望を説こうとしたことで広く知られている。ここでは、それらの基礎にあった人間の自由—民主主義についての概念に焦点をあてて、その全体の理論枠組みを整理しておくことから始めたい。

1920年代—「人間疎外」論と「自由」論の原型

1920年代の前半、おそらく当時の「社会主義経済計算論争」に触発されたであろう第1章「われわれの理論と実践についての新たな検討」（1925年）では、経済を全体として見通すことが可能かどうかという「見通し問題」と言われるものに関わって、社会主義における社会全体の計画化は人間の参加による「内面的見通し」=「機能的民主主義」がなければ不可能であることが論じられる。その論拠は次のようなところにあった。経済の構成要素は、①人間の欲求、②人間の労苦、③生産手段（地下資源、機械その他の道具、食料品と原料と中間生産物の在庫、最後に最も重要な生産手段すなわち労働力）からなるが、このうち主要な要因をなす①と②を見通すことはいかなる中央集権的な管理経済組織でも不可能である。その生き生きとした変化についての内面的な見通しは、自分を他者の立場に置きその欲求・労苦をともに体験し共感することによって、つまり内面的に入り込むことによって初めて可能になる。そして具体的には、その経済の内面的見通しの機関として、労働者運動—労働組合や消費協同組合（アソシエーション）、社会主義的地方自治体（コミューン）などが挙げられ、それらの組織と運動の原則的あり方が論じられていくのである。民主的に組織された労働運動—労働組合において、すべての要求が正しく考慮され、労働組合員の相互的な労働評価が付き合わされ、公正な均衡が保たれる必要がある。企業経営の枠内においても、産業の枠内においても、明確な見通しを与えること、それらを統制し引きうる準備をすること、それが現代の労働者運動の構造のなかでのもっとも重要な未来の構成要素のひとつとなるとして、オットー・バウアーら社会民主党の「機能的民主主義」が根拠づけられようとしたのである。これらの基礎にある原理は、「本質的に権力原理、強制原理、権威原理でもないし、抽象的な法的原理、官僚制の原理でもなく」、「協同組合原理、つまり対等な者の結合の原理、真の自己組織化の原理なのである」（上掲書、15頁、以下の頁数のみは同じ）。

このような民主主義論と関連づけて、ポランニーの自由論が本格的に開陳されていくのが第2章「自由について」（1927年）であり、これが以降の展開の原型をなすものとなるといってもよいであろう。それは、マルクスの「疎外論」と「物神崇拜」論に基づいて、自由論を展開しようとしたものであった。資本主義社会では、社会の個々人から独立に存在して作用し、逆に人間の意志と行動を決定し支配するようになる物と物との関係、「商品」「価格」や「資本」が外から必然的な法則として立ち現われる。それは、生産手段の私的所有によって人間が相互に孤立させられ疎外されて労働するからであり、また労働者から彼の過去の労働（生産手段）が疎外されて他人の所有になっているからである。社会主義の最終目標は、必然の国（領域）から自由の国（領域）

への飛躍ということにある。人間の人間からの疎外をなくし、物の人間からの疎外（「商品」「資本」）をなくし、これらの関係を真に人間らしい主体的な意識的制御のもとに置くことである。だからマルクスにあっては、自由と人間性は同じことを意味し、「人間的なものがもっと直接に意味深く生活に密着して社会的関連のなかに出現すればするほど、人間はそれだけいっそう自由になり、社会はそれだけいっそう自由になる」（28頁）。

そのうえで、「自由」と「平等や公正」あるいは「民主主義」との区別が次のように論じられていく。「社会主義の理想は公正の要求を超えている」、「人間の平等の外面的な承認、すなわち公正は…人間に基礎を置く社会秩序の必要不可欠な前提条件」であり、「生産手段の社会化を社会主義者が要求する根本的理由」もそこにある。だが、「その状態は必ずしも個々の人間の自由と責任に基づいてはいない」。独裁的な公正も存在しうるし、公正が民主主義によって実現されることで内面的な倫理的な進歩を意味する場合もあるが、「それは公正の本質からではなく、民主主義の本質によるのであって、民主主義はたとえまだ取るに足りないものだとしても個々人の責任とは切り離せないのである」。そのさい民主主義とは、先の「機能的民主主義」にそくして見たように多数者の自己組織・支配の意味で、また次の1930年代の展開で見えていくように労働者の（多数者の平等な）政治的な支配・統治の意味で使われている、と解しうるであろう。いずれにしても社会主義は、公正や平等、民主主義の要求にとどまっているのではなく、それらはより本質的な「人間の社会的自由という新しい自由のために社会的必然性全体の克服を求める闘争に通じている」（以上、28-9頁）ものとされるのである。

その「社会的自由」という理念は、社会主義に特有なものであって、疎外された人間の関係が労働する人間の協同組合的關係に置き換えられることによって、人間の人間に対する支配、物の人間に対する支配が終わり、人間が自分自身の支配者になることを意味する。社会主義者にとって「自由に行動する」というのは、「われわれが人間の相互的関連に関与することに対して責任があるという事実、責任を負わなければならないという事実、を認識して行為するということである」。では、社会主義の「社会的自由」のもとで「個人的自由」の概念は廃棄されるだろうか、「決してそんなことはない」。「人間生活の本質的な一部は社会外の関連の内部で行なわれるからである。周囲の環境に対する、友人に対する、家族や人生の伴侶や子供に対する人間の関係、自分自身の能力や仕事に対する関係、自分自身との関係、首尾一貫性と誠実さ、それらとともに人間は自分自身と向き合い、内面的良心に対して死によって制約された運命の責任を負う、ここに作用しているのが個人的自由であり、それによってはじめて人間は人間になるのである」（34頁）とされる。

ところで、現実の世界では「社会化」が進展し、権力現象（政治）と価値現象（経済）が相互に絡み合ってますます複雑化が進んでいく。その現実の社会のなかで、自分自身の内に逃げ込むのではなく、社会主義者は前に進んでいかなければならない。法という物象化と価格という物象化を具体的に分析していかなければならない。重要なのは、理論ではなく、人間の相互的生活の具体的な変革である。「社会内部の人間の自由の限界を意図せざる人間的行為として説明するとともに自発的な意志の適用範囲を拡大することによって、この限界を押し広げることを課題」（48頁）としていくべきである。そして、そのさいの不可欠の要素として先の「見通し問題」と「機能的民主主義」が挙げられ、「自己組織」化がその解決の鍵になると結論づけられるのである。

1930年代—ファシズムと自由・民主主義、そして資本主義—社会主義

ポランニーの『市場社会と人間の自由』第Ⅱ部には「市場社会の危機、ファシズム、民主主義」という表題のもとに、1930年代の6つの論文が配されている。これらにおける「自由論」の修正あるいは深化について、3つの論点—1つは「自由・民主主義の危機と資本主義—社会主義」、2つは「階級的視点と全社会・全人類的視点の相互関係」、3つは「共同体と社会の区別」—にそって、検討を深めておくことが必要のように思われる。

(1) 自由・民主主義の危機と資本主義—社会主義

ポランニーは、もともと資本主義と民主主義は調和するものではなく、その「産業資本主義に最初から備わっていた反民主主義のウイルスが、最近になって強い感染力をとめないながら爆発的に広がったものにすぎない」（140頁）として、ファシズムを定義していく。その論拠は、かなり原理的なところからきており、近代資本主義は市場経済が労働・人間と土地・自然にまで侵入することによって成立したものであり、それらの本源的な生産要因への虐待が社会の側からの保護的介入を不可避的に呼び起こし、政治や国家の権力的介入を常に引き出すからであるとされる（工場法、社会保険、自治体社会主義、労働組合の活動と実践など）。この認識と関わって、「疑似（時代遅れの、伝統的とも言われる）マルクス主義者」は、民主主義が資本主義の固有の政治的上部構造であると定義している、と批判を加えていく。

そして、資本主義と民主主義の対立の3つの歴史段階が区別されていく。①労働市場の強制的設立と民衆に対する選挙権の拒絶の時期（『大転換』での第7章から第10章までの分析）、市場経済と民主主義（民衆政治）とが対立する段階。②普選の導入から第1次世界大戦の勃発まで。資本主義も民主主義もともに発展しているようにみえた、短い見せかけの保証の時期。この調和の幻想は、市場の膨大な拡張、労働組合と労働者政党による利得の分かち合い、繁栄するアメリカの状況によって作り出された。③そして、現今の危機の時期。第一次世界大戦と恐慌によってもたらされた、大量失業、雇用不安、不合理な所得分配、経済システムの崩壊、民主主義と資本主義とのディレンマが極めて深刻な形態をとって浮上する段階。

ポランニーは「初期の段階では、政治上の民主的制度は、実際に経済上の資本家の指導的位置と調和している。しかし、十分に発達した産業社会では、政治と経済との機能的な膠着状態が不可避的に生じる」（100頁）とも言う。つまり、民主主義は多数をしめる民衆（大衆）の政治的支配 popular government への道具となるが、経済システムはこれまでどおり資本家の統率責任のもとで遂行される（政治と経済との「両立不可能性」）。労働階級は、自分たちの労働や生活に対する産業循環の決定的影響から身を守るためには、資本主義的市場の自動的法則に対して意図的な政治的介入をする以外にはない。財産所有階級は、それが結局は所有権への攻撃・廃棄につながっていくことを恐れて、資本主義制度を救うためにあらゆる自由・民主主義を破壊する。そのとき、「労働階級は、所有権の継続に基づいて改革を推し進めるには、もともと不適當だった。だが、彼らは、所有権の継続を無視して改革を遂行する用意もできていなかった」（152頁）。ポランニーにあっては、民主主義が多数の民衆による政治的支配・統治、権力の問題—そして「所有権の廃棄か維持か」という問題にかなりストレートに結びつけられようとしていたことが解る。

他方で、社会主義については先の「機能的民主主義」と関わらせて、「民主主義の最高形態」（102頁）であるとされ、民主主義を破壊して資本主義を救済する途か民主主義を保持して資本主

義を廃棄する途かしかないとして、「ポスト・ファシズム的資本主義は、民主主義と社会主義への前進に対してもちこたえることはできない」（153頁）と、かなり楽観的な展望が述べられる。ちなみに、資本主義のもとでもある程度の生産過程計画、被雇用者の身分保障など「改革される」可能性をまったく排除すべきではないが、それは「偽の改革」であり失敗は避けられない、と一般にきわめて否定的である。「民主主義運動が出現するや否や、所有者階級の特権の廃止を阻止するものはもはや残酷な暴力しかない」（同頁）とかなり短絡的であるのが特徴であった。

（2）階級的視点と全社会・全人類の視点の相互関係

ファシズムの台頭をまえに、ポランニーは、労働者階級の利害を全社会・全人類の共通の利害と結びつけるという課題に腐心する。そして、「マルクスの階級闘争論はしばしば誤って解釈されている」、「全体としての社会の利害が歴史における決定的な要素であり、社会の利害は生産手段のいちばんいい使い方と一致する」（131頁）というのがその本旨なのだとされる。道具・生産手段は、人間によって使われ操作され組織される。ところが階級社会における生産手段の私的所有は、一つの集団（所有者）の生産手段の使用の責任は含んでいるが、他の集団（労働者）のそれは保証されていない。「産業時代〔産業社会〕の初期にはそのような（責任ある使い方の）技術的条件が存在していた」、しかし状況（「技術的状況の必然性」）は変化し、「あらゆる機械は全体としての共同体によって使用」（127頁）されるようになる。「人間社会の発展はその全体的組織化のますます高度な形態へと進み、その全体的生産能力の最大に可能な発展は現存の生産用具を最大限に使うことを意味する」（107-8頁）。「今日では、生産をもっとも増大させるのは、社会全体によって合理的に計画され調整された機械の使用である。私的所有は共同的所有に変えられなければならない。社会には、この変化によって失うものが何もない一集団がある。その集団が労働階級である」（109頁）、というところに階級的利害と全社会・全人類の利害との結合の論拠が求められていくのである。

このように、階級利害と階級闘争が有効であり原動力であるのは、それが「生産手段を組織するという問題の明確な解決にむかう場合だけ」であり、「社会全体の利害を代表する場合だけ」である。労働階級は、社会の広範な諸集団の利害に自分自身の「利害を適合」させ、諸集団の「包摂を達成」しなければならない。小規模中産階級と農民の大衆は、「社会が社会主義的か資本主義的かには関心がない」、「無関心な大衆は致命的な膠着状態からの出口がほかにないと感じるならば、資本家の指導にも喜んで従う。そのときファシズムが入ってくる」（111頁）。このようにして、マルクス主義の「狭い階級概念の限界」が批判され、その「修正」が主張されていくのである。

（3）共同体と社会の区別

1930年代におけるもう一つの修正と深化は、「共同体」と「社会」との区別（第6章「共同体と社会」1937年、など）であり、1920年代の構想（民主主義の拡大を通して非人格的で物象的な「社会」を透明で人格的な「共同体」に全面的に転換するという）が撤回され、「社会の現実」を受け入れたうえで、人間の自由を「現実の制度的変革」を通していかに拡大していくかが議論されるようになる。これと関わって、マルクス主義とキリスト教が批判される。前者は、規範・当為としての「共同体」概念が希薄で、しばしば「完全な社会」を想定し共同体を社会に還元してしまう傾向があり、後者は、社会編成のあり方を無視して共同体の実現を希求しようとする、とされる。

そのさいの論点の一つは、「共同体」と「社会」との関係である。マルクス主義哲学は、「共同体を社会の現実として考えながらも、共同体を社会に限定することによって共同体の意味を制限してしまう」（121頁）。しかし、「人格的領域は社会的側面に限定されるわけではない」、「人間の共同体は、社会に内在していると同時に社会を超えている」、「人格的生活の中身は無限である。芸術、自然、生活、活動、瞑想は、知られている形態も未知の形態も、計り知れない深みに属している」。「マルクス主義理論の限界は、それが社会的・歴史的領域以外の共同体の実現の領域を知らないということにある」（121頁）、と批判される。「共同体」とともにある「人間的生活」「人格的生活」の深さと多元性に関わる論点であろう。

そしてそれと重なるもう一つの論点がある。その「社会」と「経済」の関係なのである。自由主義的資本主義のもとでは、物的財の生産と分配＝経済が社会全体のなかで独立した自律的な領域を形成し、社会全体の残りの領域から切り離されて発展していく。生産手段（過去労働）は資本の形態において独立した概観を呈し、人間や自然と並ぶ第3の本源的な生産要因として現われるが、資本は人間と自然の相互作用の結果にすぎず本源的な要因ではない。資本主義のもとでは、この派生的要因が生産の主要要因として現われ、人間と自然を濫用し破壊していく。経済システムを社会に再吸収することは、社会のなかで共同体を完成させることに向けての一步なのである。資本主義が分解してしまった社会の経済的領域、政治的領域、宗教的領域、その他の諸領域を、一つの全体に再統合することがわれわれの時代の課題であるとされる（『大転換』1944年の内容につながるもの）。

以上の第Ⅱ部を受けて、戦中・戦後に書かれた第Ⅲ部「市場社会を越えて—産業文明と人間の自由」では、国家や経済価値の権力によって支配される「社会の現実」を受け入れたうえで、その「複雑（複合的）な社会」における人間の自由を「現実の制度的変革」を通していかに拡大していくかが探究されていくことになる。これについては、次節で検討を加えていくことにしたい。

2 バーリン『自由論』とポランニー「自由—民主主義」論

ここで、戦後の自由論をめぐる論議にある共通のパラダイムあるいは出発点を与えたといわれるI.バーリンの『自由論』（1958年の「二つの自由概念」を含む4つの自由論に関するエッセイからなる⁴⁾）を対比的にとりあげ、ポランニーの「自由—民主主義論」の特徴をいっそう深めていく手掛かりとしたい。

バーリン「二つの自由概念」をめぐる論点

ポランニーとの対比という視角からみると、バーリン「自由論」をめぐる次のような4つの論点⁵⁾がとりだされてくるように思われる。

(1) 「消極的自由」と「積極的自由」の区別

バーリンは、自由概念のこの二つの峻別で広く知られている。自由という言葉は多義的であり二百以上に及ぶその意味があるとしながら、その背後に大きな人類の歴史を背負った中心的なものとして次のような二つの意味がとりだされる。「消極的な自由 negative liberty (freedom も同

じ意味で)」は、「主体——個人あるいは個人の集団——が、いかなる他人からの干渉も受けずに、自分のしたいことをし、自分のありたいものであることを放任されている、あるいは放任されているべき範囲はどのようなものであるか」（『自由論』303頁、以下頁数のみは同じ）に関わるものである。「積極的な自由 positive」は、「あるひとがあれよりもこれをする、あれよりもこれであること、を決定できる統制ないし干渉の根拠はなんであるか、まただれであるか」（304頁）に関するものである。前者はしばしば「～からの自由」といわれ、他人との関係が問題であるのに対して、後者は「～への自由」ともいわれ、自己のあり方が問題にされる、一言でいえば「自己支配」self-masteryとも規定され、自己の主体としての決定ともいえるであろう。

この二つの概念には重なり合うところがあり、上のような客体と主体の相互関係ではっきり裁断しえないものがつきまとうことが論じられてきた。しかしバーリンは、歴史の現実においてはこの二つはそれぞれ異なる方向に発展していき、次に見ていくように「積極的自由」は「消極的自由」を否定する危険な役割を果たすことがしばしばあるとする。そして、両者ともに価値あるものとされながらも、「どうしても侵犯されてはならない最小限の個人的自由の範囲が存在すべきである」（307頁）、「国家や他のいかなる権威も足をふみこむことを許されない大きな私的生活の範囲を保持しておく」（310頁）という「消極的自由」の擁護に最大の力点がかけられていくのである。

（2）「積極的自由」の「意味の転化」をめぐって

「自己支配」としての積極的自由は、「意味の転化」が行なわれ易い。「わたくしはわたくし自身の主人である」というとき、そのわたくしは様々な隷従（自然への、あるいは制御できない情念、また政治的・法律的・道徳的な隷従）から解放されたほんとうの自我なのであるか。この問いの過程で、一方では「支配する自我」、他方では「服従させられるなものか」が自分のうちに自覚される。そして支配する自我は、理性とか「より高次の本性」とか、「真実」の「理想的」の「自律的」な自我さらには「最善」の自我とかいったものに同一化されてくるようになり、非合理的な衝動や制御できない欲望、わたくしの「低次」の本性、直接的な快楽の追求などと対置される。「真実」の本性の高みに引上げられるためには厳しい訓練が必要とするものとされる。やがて、この二つの自我はさらに大きなギャップによって隔てられたものとして説明されることになり、真の自我は、個人的な自我よりももっと広大なもの、個人がその一要素あるいは一局面であるようなひとつの社会的「全体」——種族、民族、教会、国家、また生者・死者およびまだ生まれいたらざる者をも含む大きな社会——として考えられる。全体は、集団的ないし「有機体的」な唯一の意志を「成員」に強いることによって、それ自身の、したがってまたその成員たちの、「より高い」自由を実現するところの「真」の自我と一体化されることになる（「パラドックス」, 「恐ろしい偽装」）。このようにして、消極的自由が削減されていくのである。

同様な論拠によって、「批判的理性」の意味転化が否定的に論じられていく。それは、事物の必然性や原理・理想を完全に認識しこれを内面化すること、事物の必然性に合致する、いわば「理性による解放という学説」で、そこに真の自由があるとするものである（スピノザからヘーゲル、マルクスに至る）。このバーリンが言う「積極的自由」の意味転化の問題をめぐっては、その展開に論理的な飛躍があることが批判的に指摘されてきた。またバーリンも、⁶⁾「消極的自由」にも意味転化があって、それが「社会的ダーヴィニズム」などと結びついて多くの人々の自由を削

減してきたことを認める（「序論」28頁）。しかしバーリンが強調したかったのは、自由の意味転化の可能性と歴史的現実の帰結であり、積極的自由の名による個人の自由の抑圧のほうが現代のもっとも見慣れた現象のひとつになっているということであった。そこには、ファシズムとソ連「共産主義」などの全体主義に対する厳しい現実の批判的認識があったのである。

(3) 「自由」の概念と「階級」－「民主主義」の関係

この意味転化に関わって、自由に類似の観念と自由の概念との区別が論じられていく。一つは、歴史的に見られる「自由と平等・博愛との混同」にもふれながら、「地位の追求」という概念との区別がとりあげられる。「地位の追求・承認」とは、「自分がある特定の集団なり階級なりに所属しているものとしてその社会の他のひとびとによって認められていること」（362頁）である。「自身の意志にしたがって行為しようとする一個の实在として、（かれらの階級、国民、皮膚の色、民族を）認めてほしいということ」（363頁）である。「それとはるかに密接に関連するものは、社会的連帯、兄弟的關係、相互理解、対等の条件での結合の要求、等々であり、これらすべては時として一誤解を招く言い方が一社会的自由と呼ばれている」が、「自由に近いあるものではあるが、自由そのものではない」（366頁）。それだけでなく、「かれらの属する集団の地位やその集団内部におけるかれら自身の地位」のために「個人としての行動の自由」が譲渡される事実がしばしば生じてきた。人類の大多数はたいいて他の目的（安全、地位、繁栄、権力、徳、来世での報償、あるいは正義、平等、博愛などの諸価値）のために、個人的自由を犠牲にしてきたとされるのである。

もう一つは、自由と「人民の主権あるいは民主主義」との区別である。フランス革命以来、そして19世紀前半の自由主義者たちによって見通されてきたように人民の主権（積極的な意味における自由）が個々人の主権・自由（消極的な意味における自由）を破壊するものになりうるという問題である。ルソーのいう自由は、「一社会の十全の資格ある全成員—そのうちのある成員ではなく—が公的権力を分け持つことであった。この公的権力はあらゆる市民の生活のいかなる局面にも干渉する権利を与えられている」（374頁、「全成員によるデモクラシー的自己支配・統治」）。デモクラシーがもつ積極的な意義を認めながら、しかしそのものは論理的にも歴史的にも個人的自由の不可侵性を保護することはできなかつたとして、自由概念との峻別がおこなわれていくのである。

そして、「なんびとも決して越えることを許されない自由の境界線の厳存するようなひとつの社会」（377頁）が、「人間の実際の本性にきわめて深くもとづいているもの」として、「ア・プリオリに真なるもの」「わたくし自身の主観的な目的」「わたくしの社会・文化の目的」（378頁）であると強調される。

(4) 多元的価値と自由

しかし、「私が主張していることは、どのような意味での自由も絶対的ないみで不可侵であり、自足的であると言おうとしているのだ、ととってはいけない」（批判にこたえようとした「序論」92頁）、そうではなく「一元論に対して、多元論を弁護しようとの意図で書かれたもの」（同89頁）であり、自由は平等や正義や友愛や幸福や安全等々の他の諸価値と並んでそれぞれが独立した価値として重んじられなければならないものである。すべての積極的価値は、究極的最終的には相互の矛盾が解決されて調和されるというようなことはない。人間の目的は多様であり、「われわれが日常的経験において遭遇する世界は、いずれも等しく究極的である諸目的の間での選択を迫られている世界である」（383頁）。選択が不可避であることによって、自由には自己目的として

の価値が与えられるわけである。そして最後に、「消極的」自由が「より真実で、より人間味のある理想」であるというのは、それが「人間の目標は多数であり」「相互にたえず競いあっていることを認めているからである」（389頁）と結論づけられていくのである。

バーリンの枠組みと対比したポランニーの特徴

さて、「自由—民主主義論」に関する以上のようなバーリンの枠組みをポランニーのそれと対比させて見ると、多くの共通するものがあることに気づく。それは、なによりも第1次世界大戦—大恐慌—第2次世界大戦という危機的な時代状況からくる共通な課題意識に立っているからであろう。1930年代に、なぜファシズムが台頭し、「資本主義を救うために、自由と民主主義が破壊された」のか。なぜソ連「社会主義」が変質し、「人間の自由と民主主義を抑圧する」ようなことになったのか。ポランニーもバーリンも、人間の本質論的なところから、「資本主義—社会主義」そして「自由—民主主義」の相互関係を深く問い直そうとしているからである。次のような幾つかの点で、問題の建て方に重なり合うものがある、といってよいように思われる（すでに引用しておいたものは頁数を省略した）。

(1) 人間論・人格論が、全体の出発的な基礎に置かれていることである。ポランニーは、人間の間から疎外、物の人間からの疎外をなくし、それらを真に人間らしい主体的な意識的制御のもとに置くということを基本に据え、だから「自由と人間性は同じこと」であるとしていた。「個人的自由」の概念を基礎に据え、それは人間生活の本質的な一部であり、「それによってはじめて人間は人間になる」としていた。バーリンも、「どうしても侵犯されてはならない最小限の個人的自由」「これを放棄すれば人間本性の本質にそむくことになるもの」（311頁）として「消極的自由」の擁護を主張した。人生の目的は各人さまざま、日常的世界は多様な諸目的の間での選択を常に迫られている、だから個人の選択の自由には自己目的としての価値が与えられる、「消極的」自由が「より真実で、より人間味のある理想」なのだとしていた。

(2) 自由と民主主義とを区別あるいは峻別し、人間・個人の自由をより重要な価値あるいは目的的位置におくことである。ポランニーは、社会主義の最終目標はマルクスやエンゲルスがいう「必然の国（領域）から自由の国（領域）への飛躍」ということにあるとして、「自由」と「平等や公正」あるいは「民主主義」との区別を強調していた。社会主義という理想は、人間の平等の外面的な承認すなわち公正の要求を超えている。平等や公正は必要不可欠な前提条件であり、生産手段の社会化を社会主義者が要求する根本的理由もそこにあるが、しかしその状態は必ずしも個々の人間の自由と責任に基づいてはいない。公正や平等、民主主義の要求にとどまっているのではなく、それを「通じて」より本質的な「人間の社会的自由」を目指さなければならない、としていた。そのさいポランニーは「民主主義」の用語を、労働者の（多数者の平等な）政治的な支配・統治の意味で使用していた。ただ、それを社会主義のもとでの「機能的民主主義」（アソシエーションやコミュニンによる）と結びつけていくときには、自己組織化原理にもとづく排他性をもたない（したがって「主権」概念を越えた）意味をも含ませようとしていた⁷⁾。バーリンも、自由と「人民の主権あるいは民主主義」とを区別する。人民の主権（積極的な意味における自由）が個人の主権・自由（消極的な意味における自由）を破壊するものになりうるという歴史的事実が重く述べられ、デモクラシーがもつ積極的な意義は認めながら、自由概念との峻別が強調されていった。

(3) 自由の概念をめぐる「狭い階級的視点」の批判である。ポランニーは、ファシズムの台頭をまえに、労働者階級の利害を全社会・全人類の共通の利害と結びつけ、人間の自由と民主主義を擁護する課題を深く広く根拠づけていこうとした。そして、「生産手段のいちばんいい使い方」という論拠にもとづいて「全体としての社会の利害が歴史における決定的な要素」であるとし、階級利害と階級闘争はそれに役立つかぎりでのこととされる。また、労働階級は、社会の広範な諸集団（小規模中産階級と農民の大衆など）の利害に自分自身の「利害を適合」させ、諸集団の「包摂を達成」しなければならないとされる。バーリンも、自由の概念と「地位の追求・承認」——自分がある特定の集団（階級、国民、民族など）に所属しているものとしてその社会の他のひとびとによって認められていること——とを区別しようとする。それがしばしば「意味の転化」をきたし、「個人の自由」を抑圧するものとなるからである。

(4) 自由の概念が多面的価値のなかで位置づけられようとしていることである。バーリンはもっとも明確に、人間の目的は様々に異なり、自由は他の諸価値と並んでそれぞれが独立したものとして重んじられなければならない、とする価値の多元論の立場にたつことを結論的な終章（「一と多」）で述べていた。ポランニーもほぼ同様な意味で、「共同体」と「社会」との区別に基づき、社会的領域に限定されない人格的領域の計り知れない深さと多様さという価値の多元性に関わる論点を提起していた。「共同体」とともにある「人間的生活」「人格的生活」の中身は、知られている形態も未知の形態も、実に無限なのだとする。

以上のようなポランニーとバーリンの「自由論」に共通する問題の建て方には、西欧の自由民主主義論の長い歴史的伝統のなかで培われてきた積極的なモメントが宿されており、今後の社会主義論にそくしての展開においてもその基礎的な前提として踏まえられていくべきものではないか、と私は考えるのである。

現実の「複雑な社会」（ポランニー）へ向けての具体化

しかしながら、このような共通性にもかかわらず、ポランニーとバーリンの間にはまたかなりの、あるいは本質的と言ってもよいような違いも存在している。そのいちばん大きな点は、バーリンが抑制していた「積極的自由」を、ポランニーは逆に積極的に展開しようとしたことであろう。ポランニーは、生涯にわたって「社会主義者」を自認していたといわれる⁸⁾。その社会主義へ向って人間の主体的な制御、「自己支配・統治」としての「積極的な自由」を、どのように具体化して実現していこうとしていたのか。それを、『大転換』最終第21章「複雑な（複合）社会における自由」など戦後の諸論文を収めた『市場社会と人間の自由』第Ⅲ部にそくして検討を続けていくことにしよう。

バーリンも、「積極的自由」の重要さは認めている。「実際わたくしは、さきに、現代のもっとも力強い民衆運動に生気を与えている国民的・社会的自己支配の要求の核心にあるものが、『積極的』な意味での自由の観念であり、これを認めないことは現代における最重要の事実と観念[思想]を正しく理解しないことだということを示そうと試みた」（384頁）、とまで書いていた。しかし、それを積極的に展開することはしないで、それが「消極的自由」を抑制しないかどうかの問題にもつぱら重点をかけていったのである。これは、「自由」と「自由の実現の条件」との区別の問題とも関わるもので、H. ラスキが拘ったのも「自由は平等という面を除けば何の意味

もない」し「平等もまた生産手段が社会的に所有されない限り何の意味もない」としていた問題であった⁹⁾。また、C. マクファーソンの「自由民主主義論」の核心をなす問題でもあった。すでに前稿で検討しておいたように、マクファーソンは、西欧の自由民主主義論には「効用の極大化」の主張と「力の極大化」の主張の二つの流れがあるとし、後者について「発展的力」（本質的に人間的な潜在的能力を行使し発展させる能力）と「抽出的力」（他人の力を自らに移転させる力）を区別し、これに関ってくる決定的要因を労働手段に求めていくのである。そして「労働手段への接近から排除されない権利」によってはじめて人間の「発展的力」「発展的自由」を最大化することができるとしていた。パーリンは、これらの批判を念頭に置きながら『自由論』『序論』で再びこの問題に言及しているが、しかしそこでも「自由」と「自由の行使の条件」の区別の重要性を力説するだけに終わっている。この生産手段をめぐる問題が、個人の自由と階級概念との接点に関わってくるものとなるのである。

ポランニーは、論文「複雑な社会における自由」の後半部分において、ますます複雑さを増す「社会の現実と向き合う」なかで「自由を実現すべく努力する」課題を積極的に提起していく。では、その「複雑な社会」の社会・経済的諸条件としてはどのようなものが具体的に考えられていたのか、それを中心にして検討しておくことにしよう。まず、自由の問題をめぐるのは2つの異なった問題が生じるとされ、一つは制度的な次元、もう一つは道徳的あるいは宗教的な次元のものが分けられる。後者の問題ではより根源的な人間存在の意味と目的が問われるが、前者はそれが現実具体的に具体化されていくさいの問題であり、そこでは諸自由の間の拡大と減少の現実的なバランスが問われてくるとされる。晩年のポランニーは、この両者の次元を相互関連させながら思索を深めていったようであるが、全体としてその展開は未完に終わっているとされる。だから、その内容の吟味というより取り上げようとしていた論点の意味の確認が大事なように思われる。

後者の問題については次の諸論文「アリストテレスの豊かな社会」「ジャン・ジャック・ルソー、または自由な社会は可能か」の検討で一緒にふれることにして、まず前者の問題についてである。そこでは、市場経済の発展は様々な自由の間での矛盾を生み出すという現実が取りだされ、**「裕福な階級」と「所得が少ない人々」との所得・余暇・安全などの不平等、自由と公正や正義とのパラドックスの問題が述べられる。**そのもとで致命的に危険が明らかとなった政治と経済の制度的分離、法律上の自由と実際上の自由の分離が生じる。それは、「市場経済の目的は利潤や繁栄をつくり出すこと」（189頁）にあるからであって、そのことが不可避的に失業と貧困を伴うからである。そうであるにも拘わらず、自由主義者達は「自由企業と私的所有が自由の本質的要素だ、と宣言」を繰り返すだけであるが、「自由主義者のいう自由の概念は、今や巨大なトラストや横柄な独占体という現実によって虚構と化した自由企業をただ弁解する、というところまで退行している」（192-193頁）と批判が加えられていくのである。

そして、この複雑な社会は「産業社会」と呼ばれ、「権力」（政治、国家）と「経済的価値」（経済、市場）の決定が人々を支配し強制しており、それが「社会の現実の基本的骨格（パラダイム）」（195頁）を形成している。しかし他方で、1930年代におけるそれに対する「規制」「計画化」「管理」（ニューディールなど）によってひきおこされた「市場社会の消滅」のもとで、「法律上の自由と実際上の自由はかつてないほど拡大され、普遍的なものとなる可能性」を生みだしたとされる。「少数者のための自由だけでなく万人のための自由を達成しうる」、「規範的権利としての自由」

（「新しい自由」）が「社会そのものの親密な組織へと広がってゆく」（192頁）ことをもたらす。ただそのさい、このような「社会統合へ向うあらゆる動き」「計画化への動き」は、「社会における個人の権利の強化をともなうべき」（190頁）であり、「権利を実効あるものとする諸制度が必要である」として「これまで認められなかった市民の諸権利」、なかでも最初に置かれるべきは「公認された条件のもとで仕事に就く権利（労働権）」（191頁）がそのような「新しい権利」の代表的なものとして挙げられていくのである。

そのうえで、このような「複雑な社会」の現実を「覚悟して受け入れること（忍従）」（197頁）により、積極的にそれと向き合うなかで新たな「社会的諸制度」の創設を通じて、自由の実現の領域を拡大していくことが説かれていくことになる。なお、「産業社会」と並ぶもう一つの要因が「技術」であって、「自由と技術」という課題も設定されていく。技術進歩は「画一化や順応主義へ向う傾向」「平均主義の傾向」（284頁）を生みだし、「社会的な複雑さが技術の人工的諸要素に支えられると、まったく異なる状況が生じ」（293頁）、社会を不安定にするとされる。

次に、アリストテレスとルソーに事よせた上記の論文であるが、ここでは「複雑な社会」における制度的枠組みの特徴と人間存在の内容（「産業社会における良き生活」）がいつそう具体的に論じられようとする。ここで現代の産業社会で生起してきた新たな問題が、ガルブレイスの『ゆたかな社会』における諸資料にもとづいて対比的に分析されていくのである。その一つは、人間論・人格論、つまり人間の生きる意味と目的に関わる上述の道徳的哲学的秩序の問題で、「物質的ゆたかさ」が達成された「豊かな社会」で人間はどのようにして生きていくのか（「よき生活」とは）、市場によって歪められた生産と分配、生産と欲求との関連を本来の人間的なあり方にそくしてどう回復していくのか、という問題である（アリストテレスの「ポリス共同体」=「人間の良き生活」論。また、ルソーがいう共同体の「普通の人々」のあいだでは自由と平等が両立するという考え方）。経済以外の他の重要な文化的領域（教育や統治、防衛、健康、通信、旅行、研究、芸術や趣味、自然、自由な私生活といった）がますます重要さを増し、経済過程での指導原理としての「効率の低減」「効率の失脚が不可欠である」（308頁）とされる。そして、「自由を良き生活の中心問題」（307頁）とするようになっていく。もう一つは、それを支える現代産業社会の実際の経済的社会的条件であり、これが経済的「統治・制御」の秩序と社会的「制度化」の問題なのである（「自由のプログラム」）。ガルブレイスが産業社会の前提として置く「完全雇用」は、その「基本秩序の政治的・道徳的規範（ノルム）」（301頁）であって、それは現代社会の生産と分配の組織化を連結して支配するものとなっている。すなわち、「生産は、雇用が減少しないように最大レベルで維持されなければならない。それゆえ分配は、生産に照応する欲求——市場を均衡させるのに必要な価格で生産された財によって充足されるような欲求——を創出するための永続的な圧力を含んでいる。それを達成するためには、欲求は最終的に完全雇用の要請に適合しなければならない（「規制されない市場システム」に対するガルブレイスの批判の核心）」（301頁）。そのもとで、自由を産業の分野そのものに導入する「プログラム」が提起され、効率と強制に抗する「良心的拒否の原理」の広がりが必要であり、さきの「労働の権利」が「企業自体に対抗するのに有効」であり、「労働契約のなかに、任意に選択できる自由に関する個人のさまざまな欲求のための措置」（例えば、自由な休暇）（308頁）を創ること、などの柱が挙げられる。またマクロの分野でも、「市場から自由な領域を、すでにそうになっている統治や大企業、労働組合から、教育や防衛、医療、芸術

分野といった社会的領域へひろげていかねばならない」（309頁）とされていくのである。

「複雑な社会」における「資本—労働」関係

以上がポランニーの市場社会における「人間の自由」の位置づけの概要であるが、さてそれらを次節で要約しているようなその後の「社会主義と市場経済」をめぐる実際と理論の展開と照らし合わせてみると、その論点のなかには次のような幾つかの積極的なモメントがふくまれている、と私は考えるのである。

第1は、人間・個人の本性としての自由を出発的な基礎に置いて全体の展開を貫いていこうとしていることである。しかもそれを、「労働権」や「生存権」、「社会権」などつねに「新しい権利」の現実的な展開にそくして捉えていこうとする。

第2は、自由を実際に実現していく「社会的な制度化」をつうじての主体的な制御として位置づけようとしていることである。それによって、市場経済・資本と国家の権力に抗して自由の領域をたえず拡充していこうとする。その「社会的制度」には、個人と社会を結びつける「基本秩序の政治的・道徳的規範（ノルム）」が集約されていて、その規準の押し上げによって自由は積極的に展開されていくものであるとされる。そしてそのさい、「積極的な自由」が人間・個人の本性としての「消極的な自由」を制約するものとなってはならない、ともに発展していくべきものとされる。また「社会的な制度化」のなかには、全人类的・全社会的視点にたった規範と規準の共約化という内容が含まれているのであって、それらの多様な諸価値の存在が前提されているということである。

第3は、自由と「共同体」との関係、理想的にそして歴史実在的にも関連づけようとしていることである。

第4は、自由の「道徳的哲学的な次元」の問題とされる人間論・人格論の内容の展開である。人間の欲求と欲求充足のあり方、労働力能と労働・活動（ポランニーにあっては、続いて見ていくようなその消極面と関連して、このモメントの動的な展開が極めて不十分なように思われるが）、余暇と自由時間、文化的領域への比重移動と結びつけて、自由の高次化を論じようとしていることである。

これらの積極的な諸論点は、今後の社会主義における自由論のいかなる展開においても、また踏まえられていかなければならないものであらうと思われる。

しかしながら、このような積極面とともに、そこにはまた基本的な問題点も残されていると私は考えるのである。すでに指摘しておいたように、ポランニーには市場経済化をめぐる見通しについて一見して明らかな「誤り」あるいは「甘さ」といわれる問題が存在していた。1930年代に「規制」「管理」「計画化」によって「市場経済が消滅した」「統治や大企業、労働組合では市場から自由な領域への転移があった」とされるような認識である。先にも、民主主義と資本主義の関連について、民主主義が多数の民衆による政治的支配・統治、権力にかかわる問題とされ、「所有権の廃棄か維持か」という問題だけになかなか短絡的に結びつけられようとしていたことを見ておいた。反対に、民主主義と社会主義の関連については、民主主義を破壊して資本主義を救済する途か、民主主義を保持して資本主義を廃棄する途かしかないとして、「ポスト・ファシズム的資本主義は、民主主義と社会主義への前進に対してもちこたえることはできない」とかなり楽観的な展望が述べられていたことである。

問題は、そのような認識が何故うまれてきたのか、というところにあるであろう。その理論的な根源には、市場経済が「疎外論—物象化論」としてもっぱら商品論の次元において展開されていこうとした問題が横たわっているように考えられるのである。ポランニーの1920年代における出発的な基礎に置かれていたものであり、その後もその枠組みは基本的に維持されていったといえよう。物による人間の支配か否か、「無政府性か」「組織性か」が問題とされ、「規制」「管理」「計画化」が進むとすでに資本主義では無くなりつつある、かなり社会主義に近づきつつあると位置づけられていく。自由をめぐる平等や公正とのパラドックスが生じるのは、「市場経済の目的が利潤の生産にある」からだとされながら、肝心の「資本」の独自の概念が中心となって展開されていくことはない。私的所有一般のレベルで済まされ、私的資本主義的所有と労働との対立的分離をもたらす独自の性格については展開されていかない。「自由企業→巨大なトラストや横柄な独占体」が事実として挙げられるだけで、「複雑な社会」における資本（生産手段）の権力・統治の現実的な支配メカニズムについてはほとんど分析されない。その「統治や大企業は市場から脱却したもの」という意味で取り上げられていくだけである。ポランニーには、人間労働と生産手段の相互関係について「生産手段の使い方」という独特の概念があって、それが所有関係や生産関係と離れた「技術的状況の必然性」に傾斜した説明になっていることを既に見ておいた。「複雑な社会」は「複雑化した分業」をもつと語られながら、それはもっぱら社会的分業のレベルだけで、企業内分業のレベルにおける独自の性格の発展については特にふれられることはない。制度論的にも、そこに企業組織をめぐる固有の問題が生じ、生産手段の所有と経営・管理との分離など新たな関係が展開されてくるのであるが、その問題も特に取り上げられることはない。だから、資本主義経済における民主主義の展開が、経営・管理をめぐる民主主義の次元の問題としては展開されていかないで、ストレートに「所有権の廃棄か維持か」—「権力」の問題だけに結びつけられていくことになる。

『資本論』における「労働権・生存権」と「社会的制度化」

ここで、これらの問題をマルクスはどう理論化しようとしていたのか、資本主義における個人の自立化——「労働権」や「生存権」とその社会的制度化の問題、それを資本（生産手段の所有）と労働の基本的な対抗関係のなかでどう展開しようとしていたのか、その枠組みを対比的に確かめておくことが必要のように思われる。

周知のように『資本論』第1部において、資本と労働の間での関係、すなわち「労働力」商品の売買をめぐる交換過程では商品所有者どうしの売り手あるいは買い手としての「自由」と「平等」が出発点となり基礎となるが、「労働力」の実際の消費である労働過程・生産過程においては、資本の側は買い手としてのその使用の権利を主張し、労働の側は「労働力＝人間の再生産」が前提であるから「正常な」人間らしい労働や生活の諸条件が充たされることを当然主張する、という関係が展開される。どちらも等しく商品交換の法則によって保証されている「権利」対「権利」であるかぎり、力がことを決していく。この上で、なによりも「労働日」をめぐる闘争が繰り返りひろげられていくが、個別的な労働者は無抵抗に屈服することが明らかとなり、「結社（アソシエーション）」や「労働組合」による団結が生まれ、「資本家階級と労働者階級とのあいだ」での闘争に発展していく。そして、国家権力によって施行される「工場立法」をひきだす。この

つながりで、「労働権」と「生存権」さらには「社会権」をめぐる社会的な権利の制度が、資本の「所有権」に対抗して生みだされていくことになるのである。

またこれと重なって、労働力能と欲求にかんする展開がおこなわれていく。「絶対的剰余価値」生産における労働時間の短縮は、自由時間の拡大、人間的教養のための、精神的発達のための、社会的諸機能の遂行のための、社交のための、肉体的および精神的生命力の自由な営みのための時間を確保することを意味する。資本と労働の対抗関係が、人間の自由（時間）の拡充という基本的な枠組みのなかでまず位置づけられるのである。ついで「相対的剰余価値」生産における生産手段と労働の分業体系（企業内分業）にそって、協業（指揮・監督・媒介機能の労働からの疎外と資本への移譲、精神的機能と肉体的機能との対立、管理機能の分離とその階層的構造）—マニュファクチュア（部分労働化と奇形化）—機械制大工業（労働の均等化または水平化、労働の転換・流動・全面的可動性）を経て、社会主義の「全体的に発達した個人」の物質的基礎がつくりだされるが、精神的力能の喪失と支配・従属の階層的構成による疎外を受ける、という論理である。ポランニーに、このような労働力能の面からの動的な展開がほとんど見られないのも偶然ではないであろう。

マルクスにおける「企業組織」、そして「共同体」

さらに、『資本論』第3部では、私的資本から社会資本（会社資本、直接にアソシエートした諸個人の資本）への転化が、「株式会社」にそくして論じられる。そこでは、「貨幣資本家」が「機能資本家」（マネージャー）と分離し、所有が機能（経営）と分離し、現実の再生産過程の機能から切り離される。マネージャーから最下級の賃労働者にいたる全てをふくむ現実の生産者にたいして、生産手段が他人の所有として疎外され対立する。それは、資本が現実の生産者たちの所有に転化され、再生産過程の機能がアソシエートした生産者たちの機能（社会的機能）に転化されていく通過点となるのであり、資本主義的生産の内部での対立の消極的な止揚である、とされる。他方で、労働の側での「生産協同組合」の形成は、この工場の内部ではあるがその対立を積極的に止揚しようとする意義をもっている、とされた。

このような資本主義における展開は、『経済学批判要綱』のなかでさらに大きく人類史の3段階（労働と客体的諸条件の自然生的な結合—分離—社会的な再結合）のなかで位置づけられ、「共同体」と人間発達の内実（労働・労働力能と欲求・欲求充足、そして自由）の相互関係が追跡されていく。労働と生産手段・資源との分離は、自然生的な大地や個別分散的な労働用具そして共同体（Gemeinde）の狭い枠から人間を解放し、自立した個人とその社会的な関係の全面化をうみだす。そして、自然的な欲求の限界を超えた社会自体から生まれる絶えず拡大し豊かになっていく欲求と、能力の包括的な一般性と全面性を生みだしていく。しかし、それは労働が生産手段から切り離されることによってもたらされたものであるがゆえに、労働力が商品として販売されその使用＝労働が資本に移譲されて、他人のものとして現われる。自己の労働にもとづく私的領有から、他人の労働にもとづく資本主義的領有への転回である。労働生産物および労働そのものが労働する個人から失われ、一方での他人のものとしての富の生産、他方での自分のものとしての「萎縮した労働能力」の生産が続けられていく。以前の生産の目的であった使用価値の生産と共同体の構成員としての個人の再生産、その欲求と能力など「人間的諸力」そのものの発展（「人間内奥の完全な創出」ということは、資本主義的生産のもとでは全く「空虚」なものになってしまう。ま

た、個人の自立性と社会的関連の全面化が、商品を経介にして達成されていくがゆえに、生産者に対する生産物の支配、お互いに「無関心」な個人の衝突から生じる関係のもとへ個人が従属させられていく。このような人間・個人の自立性と共同性をめぐる普遍的な発達、全体の基礎に置かれていたということである。

人間主体の社会的な制御（「積極的自由」）の具体化にむけて

次の節で「社会主義—市場経済」をめぐる実際と理論のその後の展開にも言及していくが、ここでは社会主義における人間主体の社会的な制御（統治）という問題がいつそう具体的に、一つには「企業・組織の統治、コーポレート・ガバナンス」として、もう一つには「社会全体・国家の統治、ガバメントのガバナンスあるいはガバナンスのガバナンス¹⁰⁾」として、論じられていこうとするのを見る。そのさい、マルクスにそくした以上のような展開で辿っておいた「人間主体と生産手段・資源」の関係、「労働—資本所有」の関係、そして企業・組織の管理・経営をめぐる軸をきっちり据えていくことをしないでは、これを十全に果たし得なくなるのは明らかであろう。ポランニーの「複雑（複合的）な社会」へ向けての自由論の具体化が十分な結実をみないで、「時代遅れ」（ドロッカー）といわれるようになるのも、このようなところに真因があったのではなかろうか。

しかし他方で、ポランニーが言うように「伝統的マルクス主義」にあっては「狭い階級的視点」だけが強調されていく傍ら、人間・個人を基礎に置いた「自由—平等」論の積極的な展開には大きな立遅れがあったことも、また確かであろう。いま、「21世紀的な社会主義」における「自由—平等」論にむけて、このようなそれぞれの積極面と消極面を考慮に入れた統合的な課題枠組みを設定しながら、いつそうの実証的な探究と理論化を積み重ねていかなければならないと考えるのである。本稿もそのようなアプローチの一つの試みに他ならない。

とくに、「20世紀社会主義」における「市場経済」化をめぐる実際と理論の研究に携わってきたものとしては、社会主義への移行における市場経済の位置づけには全体として決定的な過小評価があったことを自己総括していかなければならないと考えている。いま社会主義論への再生にむけて、「自由・平等、民主主義」と並んで「市場経済（その利用と制御）」をつうじるという理論軸を中心に据えてアプローチをしていこうとしているのも、その反省ゆえにほかならない。たんに「私的所有」か「社会的所有」かといった次元だけにとどまらず、経済社会の構造全体——個々人の労働や生活、企業・組織の生産や交換というレベルからも「市場経済」が内在的にそれらにどう関わるのか、それをどう止揚していくのか、その在り様と過程が深く問われてくるようになっているからである。

そして、その諸主体をめぐる自由と平等という視点からそれにアプローチしていこうとするとき、以上に整理をしてきた自由論の諸展開のなかから次のような論点はそのさいの柱として取り出されてくるのではないかと考えるのである。一つは、人間・個人の本性としての自由を出発的な基礎に置いて全体を展開していかなければならないということである。そして、その具体的な実現にあたっては、なによりもまず人間労働・活動と生産手段・資源との相互関係の展開が問われてくるということであり、それには一方からの生産力や技術の要因と他方からの所有や管理・経営の要因が密接に関わってくる。資本の「所有権」や「経営権」に対抗して、人間主体の「労

働権」や「生存権」, 「社会権」など絶えず「新しい権利」の現実的な展開が求められていかなければならない。二つは、自由を実際に実現していく「社会的な制度化」をつうじての、人間の主体的な制御として位置づけていくということである。それによって、市場経済・資本と国家・政治の権力に抗して自由の領域をたえず拡充していく。その「社会的制度」には、個人と社会を結びつける基本的な「政治的・道徳的規範（ノルム）」が集約されており、その規準（「労働規準」「生活規準」など）の押し上げによって自由は積極的に展開されていく。また「社会的な制度化」のなかには、全社会的・全人類の視点にたった規範と規準の共約化・普遍化という内容が含まれていて、その構成のなかに入ってくるその他の生活・文化領域あるいは非資本主義・前資本主義的諸関係における多様な諸価値の存在が前提されている。三つは、その人間の主体的な制御としての「積極的自由」が「社会的制度」として普遍化されていくばあい、それが基本的な人間・個人の「消極的自由」を制約するものとなってはならない、両者の共生的な発展が図られていかなければならないということである。この「積極的自由」と「消極的自由」の相互関係についてはいっそうの展開が求められてくるように思われ、これには他の拙稿¹¹⁾でふれた企業などの「組織」と社会的な「制度」との連動関係、そのさいの接続環をなす「主体の創発性」という概念（「インセンティブ論」や「エイジェンシー論」で言われる諸主体の利害と促進的活動、新たな社会形態を構想し創造する潜在力）などが関わってくると考えられるが、この問題にはこれ以上ここで立ち入ることはできない。四つは、自由の「道徳的哲学的な次元」の問題とされる人間論・人格論の内容の展開である。人間の欲求と欲求充足のあり方、労働力能と労働・活動、余暇と自由時間、文化的領域への比重の移動と結びつけて、再び出発点にたち返って類的な人間の自由と平等のいっそうの高次化が論じられていくことである。

3 「市場をつうじる社会主義」と自由論の枠組み（論点のみ）

以上のような自由論の整理のうえにたつて、第3節では、その後の「社会主義と市場経済」をめぐる実際と理論の展開と重ね合わせて、その枠組みと課題の内容をいっそう深めていくための行論を予定していたのであるが、既に紙数の限界にきてしまった。これについては、平行して他の拙稿¹²⁾を¹²⁾発表しつつあるので詳しい内容はその参照をお願いすることにして、ここではボランニエの積極面と消極面の論点を考慮に入れながら、その後の展開と重ね合わせて整理を試みた枠組みの柱になるようなところを、箇条書き的に列挙するだけに止めておきたい。

(1) 「旧・現社会主義」における「市場経済」の導入（「経済改革」）は、これまで「国家」=「生産手段の社会的所有」の指令的計画の下で一枚岩的に覆われていた「労働」（個人）と「経営」（企業集団）の機能が蘇生し自立化していくことを促した。そのなかで、それが「生産物の市場化」から「生産手段の市場化」にも及んでくると、その生産手段の「国家的所有」の下にある企業そのもののあり様、その構造（「所有」—「経営」—「労働」の相互関係）と行動が焦点に据えられてくるようになった。そして、企業・組織の自立性ということと並んで、それを構成する人間諸主体（「労働」主体と「生活」主体）の自立性・自由ということが課題となってくる。具体的な経済社会関係においては、「株式会社」にみられるような「所有」と「経営」との分離の構造が共

通に置かれて、「経営」主体の自立性・効率性を保証しながら、一方からは「所有」（株主、公的・私的、あるいは混合的な）および資本調達や金融をつうじて、他方からは「労働」主体（労働者）や「生活」主体（消費者や市民）の参加によって、「経営」に対して社会的な制御を与えていこうとする新たな枠組みである（ローマー「市場社会主義論の第5段階」）。ポランニーの消極面に対する批判の中心的なものは、このような企業組織と「資本—労働」関係を展開していく視点が欠落しているというところにあった。

(2) 自立性・自由を具体的に実現していく制度については、一つは、企業組織（マイクロ）においてそれぞれの主体の自立性を容認したうえで、権利をめぐる「制度」として展開されていく。労働・生活の規準（ノルム）・規則（ルール）、それをめぐる「社会的な制度」を押し上げていくことによって「利潤—資本」を制約し制御を加えていく、という枠組みである。そのなかで、「利潤」の分配におけるいっそうの平等化が目指され、「所得の平等化」から「資産・所有の平等化」へ迫っていこうとされる。もう一つは、「国家」による諸組織全体の社会的な統合（マクロ）過程についても、規準や規則を中心にした間接的誘導的な「調整」のし方が次第に優位にたつようになる。

(3) 「社会的制度化」は、国家や法などの媒介による全社会的な関係のなかで成立してくるものであって、その統合化の過程には、生産の領域だけでなく、流通の次元、生活の領域、社会・文化、また非資本主義・前資本主義的な諸関係も入り込んでくる。そこには様々な規範と規準の共約化という内容が含まれており、ここに多元的な諸価値を容認するという問題が関わってくる。全人類的・人間的価値との共存的な発達が図られていかなければならない。

(4) 「社会的な制度」化をめぐる課題は、新自由主義批判のなかでさらに拡充と深化をみせる（「ポスト・ワシントン・コンセンサス」）。市場経済は狭い経済的インセンティブだけでは作動しえないとして、一方では倫理的規範や社会的な信頼・同意や法との相互関係が、他方では伝統的・共同体的な社会関係とのつながりが、さらに深く問われざるをえなくなる。

(5) 近年のグローバル化のなかで、近代的「国家」—「人間」主権の枠組みを越える課題が新たに提起されるようになってきている。そこでは、国家の内と外との「規準とルール」をめぐる制度の共約化が課題となり、それとの関わりで各国における「資本」と「労働・生活」主体の対抗との相互関係があらためて問われるようになる。

(6) 上の諸論点における結節点のような位置に坐ってくるのが、ポランニーのいう最も根源的な「自由の道徳的哲学的な次元」、人間論・人格論の内容に関わる問題であろう。「労働規準」—「生活規準」の相互関係をめぐって、将来にむけての全体の発展方向、人間の自由・平等の高次化の課題がそこに集約されて問われようとしている。「現代資本主義論」においても、知識社会への移行にともなう「労働の場」と「生活の場」との重なり、労働政策と社会保障政策との密接な連関、そのなかでの「労働能力に応じた原理」と「生活欲求に応じた原理」の相互関係について、理論的展望をもった解決が求められてくるようになってきている。

「社会主義論」と「現代資本主義論」の双方から、21世紀の新たな社会経済システムにおける「自由」の問題が、共通して問われなければならなくなっているのであろう。

注

- 1) 拙稿「『市場経済をつうじる社会主義』と平等論」『立命館経済学』58巻5・6号, 2010年3月。
- 2) アマルティア・セン『不平等の再検討——潜在能力と自由——』原書は1992年, 第8章「階級, ジェンダー, その他のグループ」, 岩波書店, 1999年。
- 3) カール・ポランニー（若森みどり・植村邦彦・若森章孝編訳）『市場社会と人間の自由』大月書店, 2012年。
- 4) アイザイア・バーリン（小川晃一・小池圭・福田歓一・生松敬三訳）『自由論』みすず書房, 1971年。
- 5) バーリン「自由論」を軸とするそれ以前および以後の諸論争・諸研究の整理については, 次の論文から多くの教示を得た。小川晃一「バーリンの自由論(一)(二)」『北大法学論集』36巻1・2号, 36巻4号。関口正司「二つの自由概念(上)(下)」『西南学院大学法学論集』24巻1・3号。斎藤純一『自由』Iの第2章, 岩波書店, 2005年。
- 6) 小川, 上掲論文(一), 48頁
- 7) 当時のドイツ社会民主党の「経済民主主義」についての一般的な考え方を知るために, フリッツ・ナフタリ編『経済民主主義論』お茶の水書房, 1983年。1920年代のワイマール期の「経済民主主義論」は, 周知のように「組織された資本主義」論の立場にたつものであった。「労働の社会化」「資本の社会化」によって, 「自由競争」から「共同経済」(=非市場化)への転化がもたらされていくとされていた。これを基礎にして, 資本による「専制」「独裁」に抗して, 企業内のレベルにおいても社会全体のレベルにおいても, 組織化された労働者と人民が「経営協議会」や「公共経済・経済指導機関」によって統制と管理を加えていく, というところに「経済民主主義」の本質と内容があるとされていた。そのさいの民主主義の前提と本質は, 「住民の全面的組織化」「公共(共同)組織」「共同決定」にあるとされる。非独占企業家についても, 市場と自由競争を「後向きに」維持しようと努めるのではなく, 国民全体の利益のもとに「前向きに」組織された全体の経済力に服させる方向が求められた。市場経済に対する国家による上からの外からの組織化という枠組みが特徴的であった。
- 8) そのさいの「社会主義者」という中身については, 若森みどり『カール・ポランニー—市場社会・民主主義・人間の自由』NTT出版, 2011年, 参照。そこでは, ポランニーの「社会主義像」が形成されていった源泉として, ①イギリスのギルド社会主義(コールやトーニーら), ②オーストリア経済学派(メンガーやウィーザーら), ③オーストロ・マルクス主義(パウアーやアドラーら), そして④マルクスの「物象化論・疎外論」が挙げられている。
- 9) 小川晃一論文による詳細な検討を参照, (一)73-77頁, (二)1249-1253頁。
- 10) 社会主義における「統治(ガバナンス)」をも展望した視野から「企業統治(コーポレート・ガバナンス)論」を検討しようとした, 重本直利編著『社会経営学研究』晃洋書房, 2011年, を参照。また, 国家のガバナンスの変化を論じた, B・ジェソップ『資本主義国家の未来』(原書は2002年)御茶の水書房, 2005年, 同『国家権力—戦略—関係アプローチ』(原書は2008年)御茶の水書房, 2009年, を参照。そこでは, 次のようなことが明かにされている。かつての20世紀型の「ケインズ主義的国家」や「ソビエト型国家」の下でのような「指令的調整のヒエラルキー」による直接的介入が現実には破綻するなかで, 「市場的調整のアナーキー」と「自己編成のヘテラルキー(主体間のネットワーク)」のような水平的な次元, 主体間の権利と権利の平等的な関係が展開されていく場がより優位に形成されてくるようになる。そして, これらの三つの様式の諸ガバナンスをさらに全体としてガバナンスしていく「メタガバナンス」における国家の新たな役割(経済社会的な面での)は, なによりも「交渉型(指令型でない)意思決定」「相互コミュニケーション型」の性格をもつものとなり, ガバナンスの基本規則と調整体制(ノルムとルール, それをめぐる制度)を整えること, 上の三つのガバナンス様式の統一性を維持することに置かれるようになる, とされる変化である。
- 11) 拙稿「社会主義論をめぐる規範的課題の枠組み—『自由・民主主義』と『市場経済』を軸として」『唯物論と現代』43号, 2009年11号。

- 12) 拙稿「『社会主義論』へのアプローチ——『自由・民主主義』『市場経済』を軸として——」『季論21』2011年夏号。拙稿「『自由・民主主義』『市場経済』をつうじる社会主義論——現代資本主義論とかさね合わせて——」『唯物論と現代』48号, 2012年6号。拙稿「社会主義的『所有論』と『市場経済論』を軸にした模索」『松山大学論集』24巻4-3号, 2012年10月。